

委 託 契 約 書 (案)

広域紋別病院企業団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条 甲は、医療ガス設備保守点検委託業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（処理の方法）

第2条 乙は、別紙委託業務処理要領（以下「処理要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2 前項の処理要領に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務担当員）

第8条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員及び業務担当員不在の場合の代務者を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者等）

第9条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者及び業務担当技術者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者又は業務担当技術者を変更した場合も、同様とする。

2 業務処理責任者と業務担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

（業務処理責任者等の変更請求等）

第10条 甲は、業務処理責任者又は業務担当技術者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(定期点検)

第 11 条 定期点検の時期は、年 4 回とする。

2 乙は、前項の点検時期には、この契約の対象となる機器の設置箇所に業務担当技術者を派遣し、当該機器の点検及び調整を行わなければならない。

(甲の請求による点検)

第 12 条 乙は、前条の定期点検以外の場合であっても、甲が機器に異常を認めてその点検及び調整を乙に請求したときは、遅滞なく、前条第 2 項に規定する措置を取らなければならない。

(機器の修繕)

第 13 条 乙は、前 2 条による点検によって機器の故障を発見し、修繕を要すると認められる場合において、部品を交換する必要があるとき又は特別の資材を使用する必要があるときは、甲に見積書を提出し、その承認を受けて当該機器の修繕を行うものとする。

2 前項の修繕に要する費用は、甲の負担とする。

(保守点検等の報告)

第 14 条 乙は、点検又は修繕を実施したときは、当該点検又は修繕の結果を記載した書面を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第 15 条 乙は、第 1 1 条の規定による保守点検を終了したときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して 3 0 日以内に当該委託料を支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年 1 2 月 1 2 日法律第 2 5 6 号）で定める率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 委託料の支払場所は、広域紋別病院企業出納員の勤務の場所とする。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。

(3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当したとき。

(3) その他その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の 3 0 日前までに、乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による解除が月の中途で行われるときは、甲は、当該月における委託料を乙に支払うものとする。

第 16 条の 2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除する

ことができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第 7 項又は独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。
- (2) 乙が独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する課徴金（以下「課徴金」という。）の納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、かつ、当該納付命令が同条第 5 項又は独占禁止法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が、独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第 3 項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (4) 乙が独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われ、かつ、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合（独占禁止法第 49 条第 7 項、第 50 条第 5 項若しくは第 52 条第 5 項の規定により確定した場合（当該確定した納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）若しくは独占禁止法第 66 条に規定する審決（同条第 3 項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。次号において「確定した場合」という。）における当該命令をいう。）において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (6) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは乙に対する命令で確定した場合における当該命令を、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は広域紋別病院企業団病院事業会計規程（平成 23 年 1 月 19 日管理規程第 27 号）第 112 条の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (7) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3

若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

(損害賠償)

第17条 第16条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

2 第16条第2項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第17条の2 乙は、この契約に関して、第16条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号、第3号及び第4号に掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の請負代額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(相 殺)

第18条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約保証金返還請求権、請負代金請求権その他の債権と相殺することができる。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 住 所 紋別市落石町1丁目3番37号
広域紋別病院企業団
氏 名 企業長 宮 川 良 一 ⑩

乙 住 所

氏 名

上記代理人 住 所

氏 名

医療ガス設備保守点検業務処理要領

この要領は、委託契約書第2条第1項に基づき、医療ガス設備保守点検業務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 保守点検対象機器及び設備

別紙点検項目表のとおり

2 保守点検方法

- (1) 定期点検は年4回実施するものとし、上記設備の清掃、点検、注油及び調整を行うこと。
また、機器に異常が認められるときは、契約書第12条の規定により点検清掃を行うこと。
- (2) 乙は、別紙点検項目表により点検、調整を行うほか、乙の判断により必要と認めた場合は、付属機器に対しても修理又は取替を行うこととする。

3 業務処理上の留意事項

業務の処理については、係員と充分打合せを行い、事故の防止に努めるものとする。

4 費用の負担区分

- (1) 定期点検に係る費用負担について、点検の結果、交換が必要であると判断された部品の費用は、甲の負担とする。
- (2) 定期点検以外の場合、部品を交換する必要があるとき又は特別の資材を使用する必要があるときは、乙は甲にその見積書を提出し、その承認を受けて当該機器の修繕を行なうものとする。修繕に係る費用負担は、甲の負担とする。

5 使用材料

保守に関する材料、器具等は一切乙の負担とし、あらかじめ甲の検査を受けるものとする。

6 その他

その他不詳なものについては、その都度係員の指示に従うこととする。

別紙

保守点検項目表

項目	単位	数量
1. 機械室		
予備酸素マニフォールド	台	1
炭酸マニフォールド	台	1
窒素マニフォールド	台	1
逆止弁(連結架台)	個	18
電源盤	面	3
警報盤	面	3
吸引ポンプ(3.7kw)	台	2
吸引ポンプ レシーバータンク	基	1
吸引ポンプ 制御盤	面	1
空気圧縮機(3.7kw)	台	2
空気圧縮機アフタークーラー	台	2
空気圧縮機除菌ユニット	台	1
空気圧縮機 制御盤	面	1
2. 院内		
アウトレットバルブ(壁)	個	626
アウトレットバルブ(天井)	個	2
窒素ガスユニット	台	6
余剰ガスユニット	台	9
区域別遮断弁	個	16
配管気密試験	個	16